

熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱

制定 平成27年10月 6日市長決裁
改正 平成31年 3月 1日局長決裁
改正 令和3年 3月29日局長決裁
改正 令和7年 3月28日課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項（平成27年4月16日施行）に基づき、土砂災害特別警戒区域等内において土砂災害危険住宅の移転を行うものに対して実施する当該移転に要する経費の補助に関し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について、熊本市補助金交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害特別警戒区域等 次に掲げる区域をいう。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - イ 同法第4条第2項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域
- (2) 土砂災害危険住宅 土砂災害特別警戒区域等内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅（賃貸住宅を除く。）の用途に供するもの

(事業計画)

第3条 本事業を実施しようとする区域ごとに事業計画を策定するものとする。

2 前項の事業計画の策定に当たっては、関係機関と協議の上、次の各号に掲げる事項について定めることとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域の指定状況
- (2) 区域内の既存土砂災害危険住宅の戸数
- (3) 砂防関係事業の実施状況
- (4) 前号の事業との調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本事業の実施に必要な事項

(補助金の交付対象及び補助額)

第4条 本事業における補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条の事業計画に基づき、次条に定める土砂災害危険住宅の移転（以下「移転事業」という。）を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている団体
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を不適当と認めたもの

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、別表に規定する経費の内容から、当該補助金等の額を差し引いた額を、本事業における補助金の交付の対象となる経費とする。

(移転の要件)

第5条 移転事業は、次の各号に掲げる要件を備えていることとする。

- (1) 除却を行うものであること。

ただし、倉庫や資材置場として利用する場合は、床板、床組や階段を撤去し、住居としての利用ができない状態にすることにより、存置することができる。

また、公共土木施設災害復旧事業の適用範囲となる異常な天然現象による災害により住宅が被災し、直ちに住宅除却が困難な場合は、申請者の住宅除却の延期の申出に基づき、住宅除却完了期日を誓約する場合に限り、一定期間除却の延期を認めることとする。

- (2) 移転先が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域外であり、かつ、熊本市内であること。
- (3) 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出することとする。

- (1) 移転事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 土砂災害危険住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真
- (3) 土砂災害危険住宅の登記事項証明書（土地、建物）及び字図
- (4) 生計を一にする世帯員全員の住民票の写し
- (5) 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真
- (6) 移転先住宅の登記事項証明書（土地、建物）及び字図
- (7) 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し
- (8) 資金計画書
- (9) 承諾書（様式第3号）

※危険住宅所有者と住宅居住者又は危険住宅所有者と土地所有者が異なる場合のみ

- (10) 跡地管理誓約書（様式第4号）
- (11) 除却延期住宅除却誓約書（様式第14号）※必要に応じ提出
- (12) 罹災証明書 ※必要に応じ提出
- (13) 火災原因申立書（様式第15号）

※本事業の交付申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくなった場合のみ

- (14) 取得財産等管理誓約書（様式第16号）
- (15) その他必要な書類

2 前項の申請書の提出期限は、別に定めるものとし、その提出部数は、2部とする。

(決定の通知)

第7条 前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、本事業に係る事業内容、経費等を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金交付変更申請書（別記第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出することとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 移転事業実施変更計画書（様式第2号）
- (3) その他必要な書類

(変更決定の通知)

第9条 前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(移転事業着手届)

第10条 交付決定者は、移転事業に着手したときは、遅滞なく着手届（様式第8号）を提出することとする。

(完了期日の変更)

第11条 交付決定者は、移転事業が完了予定日までに完了しない場合は、あらかじめ完了期日変更報告書（様式第9号）を提出することとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、移転事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、提出することとする。

- (1) 補助金精算調書
- (2) 土砂災害危険住宅の除却後の写真。ただし、存置した場合は住宅として利用できない状態にしたことを示す写真、除却を延期した場合は被災直後の写真を添付する。
- (3) 移転先住宅の位置図、配置図、平面図及び写真
- (4) 移転に要した費用を証明する書類（領収書等）

(5) その他必要な書類

2 前項の報告書の提出期限は、当該移転事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 前条第1項の規定による報告書が提出されたときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、移転事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第12号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金取消通知書(様式第13号)により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき。
- (2) 土砂災害危険住宅の除却後の跡地について不適正な管理が判明したとき。
- (3) 存置又は除却を延期した住宅について、不適正な管理が判明したとき
- (4) 火災原因申立書に虚偽の記載があることが判明したとき
- (5) その他補助金の交付が適当でないと認めたとき。

2 補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第17条 交付決定者は、補助対象経費により取得・借用し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後についても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図るものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間(賃貸住宅については、家賃補助を行った期間)とする。

但し、処分内容が有償譲渡又は有償貸付等の場合はこの限りでない。

2 交付決定者は、制限期間内に取得財産等を処分する場合、財産処分申請書(様式第17号)により申請を行い、次に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 処分内容
- (2) 処分理由
- (3) 補助金返還額

3 補助金返還の要否及び返還額の算定方法は別添のとおりとする。

(取得財産等処分の承認)

第19条 前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、取得財産等の処分を承認し、財産処分承認通知書(様式第18号)により通知を行うものとする。

(その他)

~~第1720条~~ この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月 6日から施行する。

この要綱は、平成31年 3月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 3月29日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和10年3月31日または、県の事業廃止時点をもって廃止する。

(令和2年7月豪雨の経過措置)

この要綱による改正後の熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱の規定は、写真、書類等により確認ができる場合に限り、令和2年7月豪雨の被災者が行った当該災害に伴う移転事業であってこの要綱に基づく交付決定を受ける前に行ったものについても適用する。

別表（第4条第2項関係）

補助対象経費及び補助金の額

経費	経費の内容		補助金の額
住宅除却費等	土砂災害危険住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費 (がけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。)		当該経費に相当する額の合計（ただし、300万円を限度とする。）
移転経費	移転に要する経費で右に定めるもの	建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設又は購入に付帯して要する経費	
		賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料（最長1年間）	
住宅の建設・購入費等	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費	新たに住宅を建設又は購入する際に要する経費	
		移転先の土地購入に要する経費	
		空き家等の改修に要する経費	
土地の調査費	がけ地近接等危険住宅移転事業の適用に関する検討に必要ながけの状況の調査資料作成のための経費		

備考

他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、経費の内容から、当該補助金等の額を差し引いた額を、本事業における補助金の交付の対象となる経費とする。